

## 綱紀監察規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「本協会」という。）の会員に非違行為があった場合において、当該会員にその責任を自覚させ、今後の会員としての活動の改善向上を図るため、綱紀監察にかかる必要事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における会員とは、個人正会員及び法人正会員並びに賛助会員をいう。

2 会員は、協会の会員としての責務を果たすため、定款、倫理基準等の協会が定める規定の遵守及びその他関係法規を遵守するものとする。

### (審査)

第3条 協会会長は、会員の綱紀監察にかかる事案が生じたときは、綱紀監察審査会（以下「審査会」という。）を招集し、当該事案について諮問しなければならない。

2 審査会会長は、前項の非違行為に関して調査、検討等を行い審査結果報告書（別紙1）に基づき処分の内容を協会会長に答申しなければならない。

3 審査会は、適正な審査を行うため、審査の対象となった会員に対し、説明及び資料の提供を求めることができる。また、必要に応じて総務委員会及び関係者に対し、説明及び資料の提供を求めることができる。ただし、関係者に対する折衝は事務局を通じて行うものとする。

4 審査会は、必要に応じて過去に処分を受けた者について、原状回復又は処分の一部取り消し等の審査ができるものとする。

5 協会会長は、審査会会長から答申のあった綱紀監察事案にかかる審査結果報告書に基づき、処分内容を理事会に上程するものとする。

6 理事会は、前項の処分内容の上程を受け、当該会員の処分を決定する。ただし、除名処分については、定款第9条の規定により総会の決議によって決定するものとする。

### (審査事案)

第4条 審査会で審査しなければならない綱紀監察事案は、次のとおりとする。

- (1) 会員倫理基準、賛助会員倫理基準、認定登録 医業経営コンサルタント倫理基準に重大な違反のおそれのある行為があったとき
- (2) 定款・規則・規程等に重大な違反のおそれのある行為があったとき
- (3) 会員として著しく人格的、職務的に問題のある反社会的な行為があったとき
- (4) その他本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為があったとき

### (情報収集)

第5条 総務委員会は、綱紀監察にかかる情報の収集に努めなければならない。

- 2 事務局長は、業務処理等を通じて前項の情報収集に協力しなければならない。
- 3 支部長は、綱紀監察にかかる情報の収集、調査に協力しなければならない。
- 4 その他協会会長は、定期的に綱紀監察にかかると思われる情報報告書（別紙2）に基づき、支部長から綱紀監察の情報を収集することに努めなければならない。

#### （処分内容）

第6条 第3条第2項に規定する処分の内容は、次のとおりとする。

- (1) 改善勧告 — 非違行為が軽微な場合で責任を自覚させ改善を文書で勧告する。
  - (2) 戒告 — 会員としての責務を自覚させ将来を戒めるため、文書で戒告する。
  - (3) 会員の権利の停止 — 会員の権利を一定期間（3年を超えてはならない）停止する。
  - (4) 除名 — 除名処分を受けた会員は、永久に復権することはできない。
- 2 処分対象会員が認定登録 医業経営コンサルタントである場合は、前項に規定する処分のほか、次の処分の内容を加えることができる。
- (1) 業務の停止（一定期間）
  - (2) 登録の取消
- 3 綱紀監察事案に該当する会員からの退会届は、総務委員会及び綱紀監察審査会の審査が終了するまで受理することができないものとする。

#### （再審査）

第7条 協会会長は、第6条第1項第1号に規定する改善勧告を命じたにもかかわらず、その改善が認められない会員については、審査会会長に再審査するよう諮問するものとする。

- 2 審査会会長は、諮問のあった再審査事案について再審査のうえ、新たな処分内容と総務委員会委員長の意見を記載し、協会会長に答申するものとする。
- 3 協会会長は、審査会会長から答申のあった再審査事案について、理事会に再審査後の処分内容を上程し、第3条第6項の規定を準用して処分を決定する。

#### （弁明）

第8条 審査会は、第3条及び前条に規定する処分の対象となる会員に、処分内容の決定の前に口頭又は書面にて弁明の機会を与えなければならない。

- 2 除名処分に該当する事案については、必要に応じて事案の調査を実施したうえで、総会の日14日前までに書面で処分対象会員に通知し、総会での弁明の機会を与えなければならない。

#### （告知）

第9条 協会会長は、総会又は理事会での処分決定を受け、処分対象会員に処分内容を告知するとともに、必要に応じて関係機関に告知する。ただし、第6条第1項第1号に規定する改善勧告は除くものとする。

**(守秘義務)**

第10条 審査会委員、総務委員会委員、支部役員及び事務局職員は、綱紀監察にかかる事案の審査等  
知り得た事項が漏洩しないよう特に厳格な管理をしなければならない。

**(規程の改廃)**

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

**附 則**

この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)  
から施行する。